

船舶事故等調査報告書

平成23年7月28日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2011函第2号	
事故等種類	運航不能（燃料油供給停止）	
発生日時	平成22年8月29日 20時35分ごろ	
発生場所	北海道上ノ国町日方泊岬南西方沖 日方泊岬灯台から真方位236° 12.4海里付近 （概位 北緯41° 32′ 東経139° 46′）	
事故等調査の経過	平成23年1月11日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（函館事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報		
船種船名、総トン数	漁船 第二十一長運丸、138トン	
船舶番号、船舶所有者等	124246、個人所有	
乗組員等に関する情報	機関長、五級海技士（機関）（機関限定）	
死傷者等	なし	
損傷	なし	
事故等の経過	本船は、船長及び機関長ほか6人が乗り組み、日方泊岬南西方沖を航行中、平成22年8月29日20時35分ごろ、主機及び2台の発電機用補機（以下「補機」という。）がいずれも停止し、運航不能となった。 本船は、巡視船によって江差港にえい航された。	
気象・海象	気象：天気 曇り、風 ほとんどなし 海象：平穏	
その他の事項	本船の燃料油系統は、燃料油が、燃料タンクから機関室内の燃料油沈殿槽に移送されたのち、主機及び2台の補機にそれぞれ供給されるようになっており、同沈殿槽から主機及び2台の補機に至る間には、それぞれ燃料油こし器が設けられていた。 本船は、本インシデント後、機関修理業者による調査の結果、燃料油沈殿槽内にスラッジ及び水が堆積し、各燃料油こし器がスラッジによって閉塞していることが確認された。 機関長は、定期的な燃料油こし器の点検及び清掃を行っていなかった。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり あり なし 本船は、日方泊岬南西方沖を航行中、機関長が定期的に開放掃除を行っていなかったことから、主機及び補機の燃料油こし器がスラッジによって閉塞し、燃料油の供給が途絶して主機及び補機が停止し、運航不能となったものと考えられる。 機関長は、定期的な燃料油こし器の点検及び清掃を行っていなかったものと考えられる。
原因	本インシデントは、夜間、本船が日方泊岬南西方沖を航行中、機関長が定期的な開放掃除を行っていなかったため、主機及び補機の燃料油こし器	

	がスラッジによって閉塞し、燃料油の供給が途絶して主機及び補機が停止したことにより発生したものと考えられる。
--	---